

床面積300㎡以上の建築物を建てられる方へ

300  
㎡以上

# 平成22年4月1日から 省エネ措置の届出と定期報告 の対象が拡大されました。

エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)に基づき一定の中小規模の建築物(床面積の合計が300㎡以上)についても、省エネ措置の届出等が義務づけられましたので、手続きをよろしくお願ひします。

## 《届出等の時期》

届 出：工事着手の21日前までに届け出て下さい。

定期報告：届出した建築物の維持保全の状況を3年毎に報告して下さい。

## 《問い合わせ先及び届出等の提出先》

【いなべ市・桑名郡・員弁郡】	三重県桑名建設事務所建築開発室	〒511-8567 桑名市中央町5丁目71	TEL:0594-24-3667
【亀山市・三重郡】	三重県四日市建設事務所建築開発室	〒510-8511 四日市市新正4丁目21-5	TEL:059-352-0684
【多気郡】	三重県松阪建設事務所建築開発室	〒515-0011 松阪市高町138	TEL:0598-50-0587
【伊勢市・度会郡】	三重県伊勢建設事務所建築開発室	〒516-8566 伊勢市勢田町622	TEL:0596-27-5210
【鳥羽市・志摩市】	三重県志摩建設事務所建築開発課	〒517-0501 志摩市阿児町鶴方3098-9	TEL:0599-43-9651
【名張市・伊賀市】	三重県伊賀建設事務所建築開発室	〒518-8533 伊賀市四十九町2802	TEL:0595-24-8239
【尾鷲市・北牟婁郡】	三重県尾鷲建設事務所建築開発課	〒519-3695 尾鷲市坂場西1-1	TEL:0597-23-3546
【熊野市・南牟婁郡】	三重県熊野建設事務所建築開発課	〒519-4393 熊野市井戸町371	TEL:0597-89-6148

◇桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市、※伊賀市、※名張市内における建築物につきましても、各市役所にお問い合わせください。※印の市内においては4号建築物のみ対象

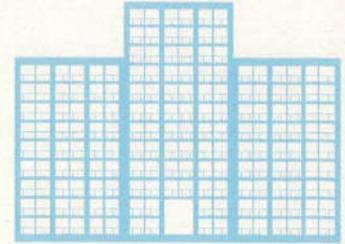
法改正の概要については裏面をご覧ください。

三重県

# ■ 住宅・建築物に係る対策の改正について

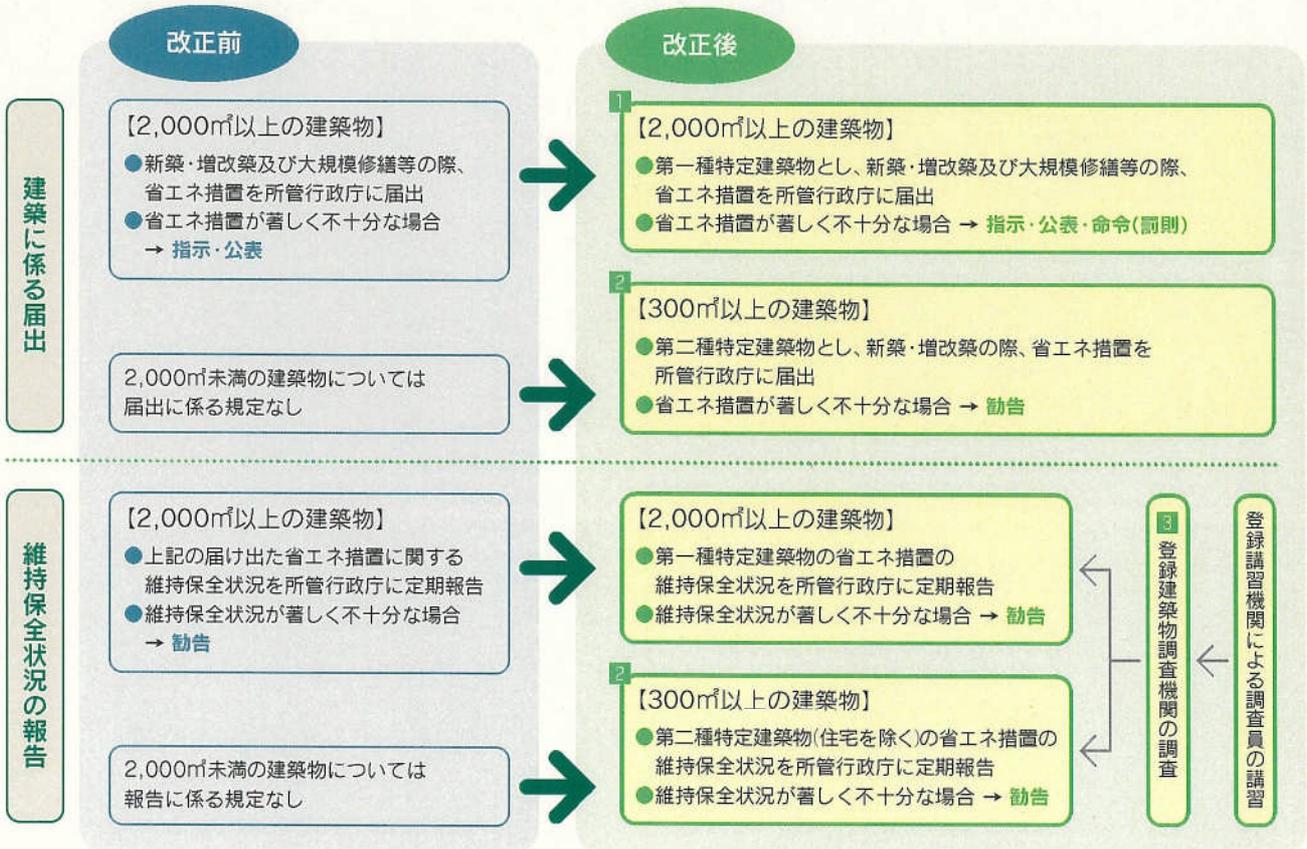
## 改正のポイント

大規模な建築物の省エネ措置が著しく不十分である場合の命令の導入や、一定の中小規模の建築物について省エネ措置の届出等が義務付けられました。住宅・建築物に関する改正は、平成21年度より適用されています(ただし、**2**については平成22年度より適用)。



## 改正の概要<sup>※1</sup>

- 1** 大規模な建築物の省エネ措置が著しく不十分である場合の命令の導入。
- 2** 一定の中小規模の建築物(床面積の合計が300㎡以上)について、省エネ措置の届出等を義務付け。
  - 新築・増改築時の省エネ措置の届出・維持保全状況の報告を義務付け、著しく不十分な場合は勧告。
- 3** 登録建築物調査機関による省エネ措置の維持保全状況に係る調査の制度化。
  - 当該機関が省エネ措置の維持保全状況が判断基準に適合すると認めた特定建築物の維持保全状況の報告を免除等。



- 4** 住宅を建築し販売する住宅供給事業者(住宅事業建築主)に対し、その新築する特定住宅の省エネ性能の向上を促す措置の導入。
  - 住宅事業建築主の判断基準の策定。
  - 一定戸数以上を供給する住宅事業建築主について、特定住宅の性能の向上に係る国土交通大臣の勧告、公表、命令(罰則)の導入。
- 5** 建築物の設計、施工を行う者に対し、省エネ性能の向上及び当該性能の表示に関する国土交通大臣の指導・助言。
- 6** 建築物の販売又は賃貸の事業を行う者に対し、省エネ性能の表示による一般消費者への情報提供の努力義務を明示。

※1 : 住宅・建築物に係る措置の詳細については、下記URLをご参照ください。  
 国土交通省：[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk4\\_000005.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000005.html)